

福岡県博物館に相当する施設指定審査基準等要綱

1 趣旨

この要綱は、福岡県における博物館に相当する施設指定の審査基準等について必要な事項を定めるものとする。

2 登録要件

博物館法(昭和26年法律第285号)第31条第1項に基づく博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)について、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条第1項第2号から第4号までに規定する指定施設の指定審査基準は次のとおりとする。

(1) 体制について

- ① 資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。④、(3)の①において同じ。)並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
- ② ①の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ③ ②に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ④ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
- ⑤ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- ⑥ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- ⑦ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 職員について

- ① (1)の①の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- ② 学芸員に相当する職員が置かれていること。
- ③ (1)の①の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 施設及び設備について

- ① 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- ② 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ③ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必

要な配慮がなされていること。

- ④ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

3 審査期間

指定申請があった場合、すべての書類提出後60日以内にその可否を当該登録申請者に通知するものとする。

4 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。